

国家秘密法の廃案まで

一九八五年六月、第一〇二国会に突如として上程された国家秘密法(国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案)は、同国会で一度も審理されないまま、記名投票という異例の状況のもとで継続審議となった。

まさか上程されまい、まさか継続審議にはなるまいといった私たちの安易な予測はつぎつぎとはずれ、事態は深刻となった。

第一〇二国会に上程された時から、社会党を中心に公明党、共産党等が国会内で反対の足並みをそろえ、国会外でも多くの市民団体や労働団体が反対の論陣を張り、反対運動はかつてない盛り上がりを示した。なかでも日本弁護士連合会(日弁連)が一九八五年一〇月全面的な撤回を求める意見書を発表し、つづいて日本新聞協会も法案に反対する「見解」を公表したことは、反対運動を力づけ、また多くの国民にこの法律案の危険性を知らせた。

私たちはこの原案の目的がスパイ防止ではなく、国家が国民に対して秘密を持つことを公然と認め、国家秘密を国民の目から秘匿することにあると考え、この原案を国家秘密法と名づけ「学習討論資料」(国家秘密法)を刊行した。その後多くの新聞や日弁連等も国家秘密法と

呼び、この法案の真のねらいを国民の目の前に簡潔に示すことができたことも運動の発展にとって大きな助けとなっている。

このようにして国会の内外で強い反対運動が起きた結果、一九八五年十二月、第一〇三国会でひとまず国家秘密法案を廃案に追いこむことができた。

修正案の提案と衆参ダブル選挙

しかし、法案推進派は国家秘密法案の廃案であきらめるような勢力ではない。

廃案後、自民党内にスパイ防止法制定特別委員会(松永光委員長)を設置し、修正案づくりを目ざした(その構成は資料Ⅲ-4)。

修正案づくりは、八六年三月には素案を発表し、五月には修正案をまとめるという、およそ抜本的修正とは程遠いものであった。自民党は五月二〇日の政調会で修正案を了承したものの総務会では党議決定までには至らず保留となっている。しかしその内容は大きな批判を浴びた死刑をやめ、出版・報道に対して二三条二項を設けて一定の配慮を示したかのようなポーズを見せているものの、実体は全く変わらず、変わったのは原案の正式名称が「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に変化したことだけである。

この時期、国会は衆議院の定数は正問題に絞

られ、何としても衆参ダブル選挙を実施したい。中曽根首相は、定数不足を図る公職選挙法の一部改正の直後、だまし討ち解散を行い、七月六日に衆参ダブル選挙が施行された。

自民党は選挙戦においてこの法案の是非を争点からはずしていたが、参議院選挙の綱領に入れ、また中曽根首相が選挙の結果しだいでは推進すると述べる等、折りにふれて成立に強い意欲を示してきた。

衆参ダブル選挙後の情勢

七月六日の衆参ダブル選挙は自民党の圧勝、社会党の惨敗という結果に終わってしまった。その原因については様々語られているが、中曽根政治の一部に見られる戦前復帰調の面が評価されたわけではない。昨年はじめて行われた終戦記念日の首相による靖国神社公式参拝が、国民や近隣諸国の反対もあって今年中止されたことは戦前復帰の一面がきびしく批判されていることを示す好例である。

ところで国家秘密法案は原案、修正案ともに戦前への復帰という一面とともにきわめて現代的な側面を持つている。それはSDI参加問題との関連である。昨年来アメリカは、レーガン大統領がSDI研究を推進することを決め、西側各国に参加を求めた。これまでイギリス、西ドイツ、フランス、イタリア等が参加を決め

(ただし参加の形態には相当の差がある)、日本も選挙後の九月九日、正式に参加することを閣議決定した。

SDIは高度の軍事秘密を含み、また研究で開発された軍事技術を誰が所有するかといった大きな問題が横たわっている。そこでアメリカ政府は日本に対して軍事秘密を漏らさない立法を求めており、その回答が国家秘密法案であった。

したがって、政府がSDI参加を決めた現在、国家秘密法案を制定せよというアメリカの圧力はさらに強くなることは必至である。

私たちの運動

中曽根総理は、第一〇七臨時国会において、「日本はスパイ天国といわれるほどスパイが横行しており、国益を守るため、なんらかの妥当な措置をとる必要がある」と例のスパイ天国論をふりかざし改めて国家秘密法制定に意欲的な姿勢を示し、一方で「たゞ国民の基本的人權や、いわゆる知る権利については十分に注意して慎重に行いたい」と表面上は慎重な姿勢もよそおった。

しかし、自民党が用意した修正案は、原案と何ら変わるところのない危険な法案である。

表面的に「国民の基本的人權」や「知る権利」を語ることによって、盛りあがった原案の反対運

動に水をさし、その分断をねらい、一方で三二〇議席という数と力をたのみに一挙に法案成立を目論む中曽根政治の本質を忘れてはならないだろう。

何度も繰り返すが、国家秘密法は、国民の知る権利、表現の自由を奪う危険さきまらない法案である。憲法を支える民主主義、国民主権は法案成立のあかつきには、秘密を覆いつぱいためこみ肥大化した行政権力の前に力なくひれふす他はないだろう。

したがって、私たちの反対運動の出発点は、この国家秘密法がもたらすあらゆる害悪と目的を私たち自らが再確認し、その確認を立場を超えて共有することにあると思われる。

幸い、運動の発展は、法案を推進する当の自民党の内部にも法案制度に懸念を示す議員を増している。

私たちの武器は、正しい認識と論争である。より幅広い反対運動のためにこの論争の輪をあらゆる時、あらゆる場所で巻き起こす必要がある。

修正案は、出版・報道に配慮するため二三条二項という原案になかった違法性阻却の事由を用意した。これが、中曽根総理のいう「知る権利」に対する配慮であるが、その内容はきわめて無内容なものでとうてい「配慮」の名に値しないものである。

出版・報道に携わる人々は、この事実を正しく認識し、運動の勢力を担い続けて行くべきで

あろう。

原案は、その名称を「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」としていたが、修正案では「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」と名称が変わった。

二条別表の解説のとおり、国家秘密を防衛秘密と限定したところで、この法案の性格には何んの変化もない。

なお、便宜上本「コンメンタル」では、一九八五年六月に国会に上程され、同年一二月に廃案された「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を「原案」、八六年五月の「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を修正案と呼ぶ。

コンメンタル・国家秘密法

(目的)

第一条 この法律は、防衛秘密の保護に関する措置を定めるとともに、外国に通報する目的を持って防衛秘密を探知し、若しくは収集し、又は防衛秘密を外国に通報する行為等を処罰することによ

り、これらのスパイ行為等を防止し、もって我が国の安全に資することを目的とする。

(解説)

第一条は、本法案の目的を定めた規定である。目的として、(1)「防衛秘密の保護に関する措置を定めること」、(2)「スパイ行為等を防止すること」の二つを掲げている。原案一条には、前者の目的は明示されていなかったが、三条をより詳細にすることによって今回法案の目的に加えられる。

原案は、「国家秘密」の保護を図ることを目的としていたが、修正案では「防衛秘密」の保護を図るとして、秘密の範囲を表面的に限定したが、後述するとおり、その実質には、何らの変化がなく、修正案には原案と同様な欠陥があることを第一に指摘せざるを得ない。

自民党はスパイ防止法と称してプロのスパイを取り締まる法律のように言っているが、嘘である。修正案も第四条を基本にして、五条から九条までの条文でプロのスパイとは縁遠い一般の国民や報道機関をも処罰しうる規定を置き、一〇条では四条乃至七条に定める各行為につき、未遂、教唆、せん動、陰謀を処罰し、さらには過失犯の処罰も規定している。

(定義)

第二条 この法律において「防衛秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれら

の事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていないものをいう。

2 この法律において「不当な方法」とは、法令に違反し、対価を供与し、偽計を用い、又は秘匿状態にある文書、図画等みだりに開披する等社会通念上是認することのできない方法をいう。

(解説)

第二条一項は、「防衛秘密」を定義する条文である。いわゆる実質秘の概念をとる立場を明らかにしている。したがって三条による秘密指定の有無にかかわらず、防衛秘密というものが存在することになる。

「防衛秘密」には、別表に掲げられているもののうち「我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ公になつていないもの」との限定が加えられている。しかし、この限定は非公知性の点を除くとほとんど意味がない。防衛上秘匿をすることを要するとの文言は秘匿すべき情報の客観的範囲を画するものとしては、全く意味がない。何が秘匿を要するののかというメルクマールは与えられておらず、無限定である。したがって、行政当局の秘密指定によって欲するままに「防衛秘密」の範囲がいかにように拡大されることを意味する。

詳細は別表の解説にゆずるが、別表では防衛のための態勢等に関する事項「自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項」等

か。

な民主主義的基本秩序に反する事実、またはドイツ連邦共和国の条約締結国との秘密保持のもとにあって、協定国間で締結された軍備制限に違反する事実は国家秘密ではない」と規定している。西ドイツにおいては、違法な国家秘密を機密保護の法制から排除することを明文で規定しているのである。このような限定が本法案にはならなく、無限定に「国家秘密」を定めているといつても過言ではない。

第二条二項は、原案にはなかったもので、原案に対しマスコミから表現が曖昧で取材活動を不当に制限するものと強く批判された「不当な方法」という語を特に定義したものである。

修正案において「不当な方法」なる文言は、第四条一号、第六条一号に使用されている。いずれも法案の中心的な構成要件にとりこまれていく。

ところで、本条の定義では、「不当な方法」の例示として、

- (1) 法令に違反し、
- (2) 対価を供与し、
- (3) 偽計を用い、
- (4) 秘匿状態にある文書・図画等をみだりに開披する。

等の行為が掲げられ、それらをまとめる形で「社会通念上是認することのできない方法」と定義されている。

しかし、これらの例示や限定で、原案に加えられたような批判をかわすことができるだろう

があげられ、結局防衛に関するすべての事項が網羅されているといえる。また「安全保障にかかるといふ限定がされているとはいえず、外交秘密についても全く無限定である。

ところで、これまでの国家公務員法などにおける「秘密」についての裁判例では、行政当局が「秘密」と指定した事実が秘密性の判断の中心となっている。

したがって、行政当局が「秘匿を要する」として秘密の指定をすれば、その判断がそのまま通つてしまふのが実情である。

アメリカの刑事裁判においては、防諜法の訴追に関するかぎり、裁判所は、形式・実質の両面について審査し、検察官は伝達された情報が国防に関するものであるということを立証するため、秘密指定物件を事実審理に提出することを要求される。これを国家の安全保障などの理由によって提出しない場合には公訴を棄却されるということになっている。

しかしわが国の判例では、「秘密」の指定の合理的な経過が証明されればよいとされ、「秘密」の内容を直接解明しようとしていない。この意味ではなんら限定がないと同じであるといえる。さらに、本法案では「違法な秘密」をも保護対象から明確に排除していない。

たとえば「核武装」などの違憲・違法な「秘密」でさえも、その事実を公表するには重罰を覚悟しなくてはならないことになる。

ところで、西ドイツ刑法九三条二項は、「自由

むやみに、やたらにといった副詞である。結局、明示、黙示の許可なく、あるいはその保持者の意思に反して秘匿された文書、図画を開披する行為を指すのだろうか。とすると、報道機関などの取材行為は、正面取材の当局発表の公式見解しかり得ないことになる。

これらの例示を検討すると、報道機関の取材行為を強いて排除するために掲げられたのではないかと疑いが生ずる。

結局法案上不当な方法とは、社会通念上是認することのできない方法という語に総括されているのであるが、価値感の異なる現代社会において社会通念にも大きな幅がある以上、法を解釈適用する人の立場や考え方により「不当な方法」の範囲は伸縮自在であり、用語の定義にしても、右文言の使用についても大きな疑問を投げかけるのである。

(防衛秘密保護上の措置)

第三条 国の行政機関の長は、その取り扱う防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を防衛秘密として指定しなければならぬ。ただし、その指定に当たっては、いやしくも防衛秘密に属しないものを指定するようなことがあつてはならない。

2 国の行政機関の長は、前項の規定により防衛秘密として指定した事項又は文書、図画若しくは物件について常に点検を行い、我が国の防衛上秘匿する必要がなくなったとき、又は公になったもの

があるときは、速やかに、その指定を解除しなければならない。

3 国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、防衛秘密について、取扱責任者及び取扱者を定め、標記を付し、関係者に通知する等防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

4 前項の措置を講ずるに当たり、国の行政機関の長は、防衛秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し防衛秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

5 防衛秘密を取り扱う者は、これが漏れることのないよう最大の注意をしなければならない。

〔解説〕

第三条は、第一条という防衛秘密の保護にかなう措置を定めたものである。修正案は原案が極めて抽象的に行政機関の長が秘密保護上必要な措置を講ずるとしていたのに比較するとやや規定の仕方が詳しくなっている。

三条一項は、防衛秘密の秘密指定権者を行政機関の長とし、秘密指定を義務付けている。但書では、秘密指定が秘密でないものに及ぶことのないよう訓示しているが、当然のことである。三条について項は、秘密指定の解除につき国の行政機関の長に対し「常に点検」を命じ、秘密指定の必要性を吟味させようとしている。これも極めて当然である。

二条一項は、防衛秘密の保管のあり方を定め

集中し、特に死刑という最高刑を設けたことに、本法の危険性を指摘する声がわき起こり、強い反対運動をひき起こした。

自民党は、このような経過を踏まえて、四条を修正し、法案の危険性をぬぐい去ろうとした。しかし、以下に指摘するとおり、条文の体裁を改めても、処罰範囲はより広範となり、構成要件の曖昧さは、何んら変わらず、法案の危険性は何ら払拭されていないのである。

第一号の行為主体については、限定はなく、「何人も」主体となりうる。さらに第二二条国外犯の規定があることから日本国籍を有しない者が国外で行なっても処罰対象となる。

「外国」の解釈について自民等は、「外国」とは、日本国以外の国の国家機関及びその国家機関を構成する人をいいます。例えば、外国き政府とかその国の外交官などであり、一人たる外国人は含まれません。未承認国や国際法上の交戦団体でも国家としての体をなしていれば「外国」に含まれます。友好国も「外国」であることはいふまでもありません」とたいへん幅の広い解釈を示している（一九八二年「一問一答」）。しかし、日本が日米安保体制をとる以上、米

国に対する防衛秘密ということは考える余地がなく、外交秘密もほとんど考えられない。結局はソ連を主要な対象としていることは疑いの余地がない。

ている。

三条四項は、防衛秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合の防衛秘密であることを周知させるべきことを命じている。

三条五項は、秘密の管理につき定めたものであるが、これも当然である。しかし、規定は、極めて抽象的であり、具体的な定めは政令に委任されることになるであろう。

さて、情報の公開の要請が強く求められる今日、わずか本条の四項で秘密の指定・管理・解除のあり方を定め、詳細を政令に譲るといふのは極めて問題が多いといわねばならない。

本条のような規定では、たとえば秘密指定権が下位の行政機関や職員に無制限に委任され、秘密指定権者の権限と責任が曖昧になりかねない。秘密の区分についても何んら定めがない。秘密指定の機関についても同様である。

何よりも、国民から防衛に関する情報へのアクセスの権利や方法が規定されていない。情報公開の観点から全く欠落しているもので、規定がかくも抽象的で簡単になつてしまうのは当然である。

米国では、国家の安全保障に関する情報につき大統領の行政命令が定められている。レーガン政権になって、国家の安全保障に関する情報の管理は強化されたといえ、秘密指定権者、秘密指定の区分、指定機関、指定の解除方法、解除の組織的審査のあり方、第三者機関による審査、情報に対するアクセスのあり方が詳細か

ない規定である。このような意味不明の規定が条文に登場すること自体、本法案が罰刑法主義に反し、構成要件が極度にあいまいなことを示す重要な一例である。

次に外国に通報するとは、「外国に防衛秘密を知らせ、又は外国がこれを知り得る状態に置くことをいいます。その方法のいかんを問いませんが、直接外国に告知、伝達、交付する等の方法による場合はもちろんのこと、このような方法によらずとも、外国が知り得る状態になることを認識し、そのようになることを認容した行為も含まれるものと解されます」（一九八二年「一問一答」）。

したがって、直接外国に告知、伝達、交付するなどの方法だけでなく、外国が知り得る状態になることを認識し、これを認容して行なう場合も含まれることになるから、間接的ではあつても結果的に外国が防衛秘密を知り得る状態にすればよいことになる。これによれば、「防衛秘密を新聞紙上で報道する場合も外国に通報したことになつてしまう。

また、外国に通報する目的というの、これと同じく間接的に外国が知り得る状態でよいことになるから確信犯としてのスパイだけでなく、新聞記者、政治家、一般国民も防衛秘密にあたるものを発表したり、報道するだけで四条違反に問われる可能性が高い。また一九八五年「一問一答」では、「報道機関の行為についてはこの法案によつて報道の自由等が不当に侵害されるこ

つ厳密に定められている（一九八二年四月二秘密行政命令一二三五六号）。米国においては、情報公開法が既に一九六六年に制定され、この制度とは別個に大統領固有の特権に基づき、右のような安全保障情報に関する行政命令が定められているのであるが、米国においては、少なくとも安全保障に関する情報が誰によつてどのように管理され、国民がどのようにアクセスがで

〔罰則〕

第四条 次の各号の一に該当する者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

一 外国（外国のために行動する者を含む。以下この条及び次条において同じ。）に通報する目的をもって、又は不当な方法で、防衛秘密を外国に通報したものを

二 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を外国に通報したものを

〔解説〕

原案の四条の構成要件は、修正案四条一、二号の末尾にそれぞれ「外国に通報する」「我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの」とのいゆる危険犯の形式をとり、その危険発生ということの故に、「死刑又は無期懲役」という重罰を科することとした。

原案に加えられた批判の多くは、この条文に

とはない」としていますが、そのような保証は全くない。

自民党の解釈によれば「外国に通報する目的」というのは、結局、あつてもなくてもよい規定つまり死文化しているのである。

また「不当な方法」については第二二条に定義規定を設けているが、それによると「社会通念上は認することのできない方法をいう」とされており、その意味するところは全く不明確であつて、「定義」としての体をなしていない。濫用必至と言わざるをえない。

たとえば、一九八二年の「一問一答」では、多量に酒を飲ませて酔に乗じて聞き出したり、いわゆる色にかけて誘惑する行為等が社会通念に照らして妥当性を欠くものとしてあげられているが、これだけを見ても、この概念の不明確さが明らかとなる。さらに前述のとおり、防衛秘密を新聞紙上で報道することは「外国に通報する目的をもって」「外国に通報した」ことになる。したがって沖繩返還にともなう日米の密約を漏らした毎日新聞西山記者事件は、本法で裁かれれば重罪を科されるということになりかねない。本条がファシズム国家への道を開くという指摘は的を得た批判なのである。

なお、修正案では、原案にあった「我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた」という文言は削除された。右の文言はそれ自体非常に抽象的であつて、判断者の恣意的・主観的判断を許す危険な概念であると批判され、自民党はこ

れに抗することができず今回の削除となつたものである。

しかしながら、右の文言の削除によつて、理論的には結果三「危険」の発生は要件とはならず単に「外国に通報し」ただけで本条が適用されることになり、原案よりもさらに適用の範囲は拡大したことになる点に注意しなければならない。

第二号の行為主体は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者、または「業務」としていた者である。

業務とは、「人が職業その他社会生活上の地位に基づき継続して行う事務又は事業をいうが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者」とは、「職務権限に基づく契約に基づくことを問はずその者の業務の性質上、事実上継続的に国家秘密を取り扱う地位にある者又は、そのような地位にあった者」をいうとし、ここでも自民党は無限定な解釈をしている（一九八二年「問一答」）。

したがって「民間企業において防衛秘密に当たる艦船、航空機、武器等の装備品の生産等に携わっている者も主体となる。しかし、防衛秘密自体が広範かつ不明確であるから、どの範囲の者がこの主体となるかも、当然不明確とならざるをえない。

高度に機密化されつつある現代の軍事装備品にあつては、直接に装備等の生産に携わっている者だけでなく、エレクトロニクス、情報産業等に従事する者もこの「業務」とされる危険

第二号は、防衛秘密関連業務に携わっている者、またはその経験のある者が、業務上知得、領有した防衛秘密を他人に漏らしたとき本罪に該当する。

「他人に漏らす」とは、防衛秘密にかかる事項または文書、図画もしくは物件を、告知伝達、交付等の方法により、自己以外の者に了知させ、又はその者の知り得る状態に置くことをいひ、漏らす相手が特定人であるかどうか、また、その人数の多少を問わないとされる（一九八二年「問一答」）。

第七条 前条第二号に該当する者を除き、業務上知り知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

〔解説〕
防衛秘密関連業務に携わっており、またその経験のない者を対象とする規定である。

第八条 前四条の未遂罪は、罰する。

〔解説〕

本条によつて次の行為が処罰されることとなる。

- (1) 外国通報目的、又は不当な方法で、防衛秘密を外国に知らせようとする行為
- (2) 秘密関連業務従事者（または元従事者）が業務上入手した防衛秘密を外国に知らせようとする行為

が強い。

「業務により知得し、又は領有した」とは、防衛秘密を取り扱う業務に基因して当然知得し、または領有したことをいひ、「知得」とは防衛秘密にかかる無形的事項、すなわち、事実または情報を知っている状態をいう。「領有」とは防衛秘密にかかる有形的な文書、図画または物体を手にいれている状態をいう。

第五条 次の各号の一に該当する者は、二年以上の有期懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもつて、防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、防衛秘密を外国に通報した者

〔解説〕

「防衛秘密の探知」とは、「無形的事項、すなわち、事実又は情報を知らうとする意思の下に進んで探り知る行為」をいうとされる（一九八二年「問一答」）。しかし、「知らうとする意思」の有無の認定は微妙で、「知らうとする意思がないのに、国家秘密につき会話しているのがたまたま耳に入つて知つたのは探知に当たらないうい（一九八二年「問一答」）、「知らうとする意思」があつたか否かの判断が困難なのであつてこの答えはなら「探知」に限定をつけたものではない。また「外国に通報する目的で」公務員等に質問し、これに対する回答を得る

する行為

(3) 外国に通報する目的をもつて防衛秘密を探知し、又は収集しようとした者

(4) 外国に通報する目的をもたず、又は正当な方法をもつて防衛秘密を入手した者、及び防衛秘密関連業務に携わっており、またその経験のない者が、防衛秘密を外国に通報しようとした場合

(5) 不当な方法で、防衛秘密を探知、収集しようとした者

(6) 防衛秘密関連業務従事者（または元従事者）が業務上入手した防衛秘密を他人に漏らそうとした場合

(7) 防衛秘密関連業務に携わっており、またその経験のない者が、防衛秘密を他人に漏らそうとした行為

このように、この規定によつて処罰される範囲はきわめて広くなる。

ここで注目したいのは、情報を流そうとする行為だけではなく、情報を入力しようとする（アクセスする）行為そのものが処罰の対象となることである（(3)(5)）。前述したように、防衛秘密を報道する行為は、外国に通報する行為として処罰される危険があるが、それ以前に、本条によつて、報道目的で防衛秘密を取材する行為が罰せられることになるのである。

いいかえれば、およそ防衛秘密を取材することとは——その内容が報道されたか否かを問わず——刑罰の対象となるのである。これによつて、

行為も「探知」となり、「防衛秘密」に関するすべての報道機関の行為が処罰の対象となる。

「収集」とは、「有形的な文書、図画又は物件を集める意思をもつて進んで集める行為をいう（「問一答」とされるが、この概念についても「探知」と同様の問題がある）。

第二号は、第四号第一号、二号に規定する者以外の者、すなわち、外国に通報する目的をもたず、又は正当な方法をもつて防衛秘密を外国に通報した者、及び防衛秘密関連業務に携わっており、またはその経験のない者が防衛秘密を外国に通報した場合を処罰の対象としている。

つまり本条は、外国通報の目的、方法等を問わずおよそ防衛秘密を知る者がこれを国外に通報する行為を処罰するものである。

第六条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 不当な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者

〔解説〕

第六条第一号は、防衛秘密を、不当な方法で探知、収集した者を処罰の対象とする。探知、収集した秘密を、外国に通報したり、他人に漏らしたりすることを要しない（第一号参照）。

政府により「防衛秘密」とされた事項については、政府の発表以外には取材することはできなくなるのである。

なお、本条は、未遂罪についても既遂罪と同様の法定刑を定めている。第四条ないし第八条に対して以上に、異常きわまりない重罰を科すものであるとの批判を加えることができない。

第九条 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

〔解説〕

第九条は、過失＝不注意により防衛秘密を人に漏らした行為を罰するものである。その中には、ある事項が「防衛秘密」であろうことを知りながら不注意にも漏らした場合と、「防衛秘密」であるとは知らずに漏らした場合の両方が含まれる。

家族や友人に対して、うっかり「防衛秘密」を話した場合にも、処罰の対象となるのである。

第十条 第四条の罪の陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。

2 第五条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

3 第六条の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

に処する。

4 第七条の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

5 第四条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第二項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様に処する。

6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

(解説)

陰謀とは、犯罪を実行することについて、二人以上の者が合意することという。合意さえすれば陰謀が成立するのであるから、報道機関内部で「防衛秘密」にあたる事項を取材することを決めただけでも、本条の陰謀行為として処罰の対象となるのである。

日本語の本来の使用法では陰謀とは「悪者がひそかにたくらむ悪いはかりごと」を意味しており、本条の陰謀はいかに悪いことを計画した者だけ処罰されるように感じられる。しかし前述のとおり報道機関が「防衛秘密」にあたる事項を取材することを決めただけでも陰謀にあたることになり、国家秘密法のない現在では正当で正義にかなった計画さえも陰謀として処罰されることに注意すべきである。

本条五項および六項は、教唆(そそのかすこ

をを図る目的で、防衛秘密を公表し、又はそのために正当な方法により業務上行った行為は、これを罰しない。

(解説)

十三条一項は、本法案が国民の基本的な人権を侵害するおそれのあることを立案者みずからが認めた規定である。しかし、前述したように、各条文は構成要件がいまいで拡張解釈を規制できない法文となっている。したがって、本条のような抽象的な注意規定を置いても歯止めとはとうていならない。

その実例として軽犯罪法四条をあげることができる。軽犯罪法四条は「この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあつてはならない」と規定している。

この条文は政府提案にはなく、社会党・民主党・民主自由党および国民協同党が共同提案して、国会審議の場で修正追加された条文であつた。

修正案の提案理由は、「軽犯罪法の前身であります警察犯処罰令が、従来応々にいたしまして、その本来の目的を越えまして、犯罪捜査のために利用せられ、国民の権利を不当に侵害するかのとき状態であつた……殊に正当な労働運動、正当な農民運動を拘束し、抑圧しておりましたということは、顕著な事実であります。か

と)及び煽動(あおること)を処罰する旨規定しているが、ここで注目すべきなのは、教唆された者が、実際には防衛秘密の収集などの実行をしなかった場合でも、教唆者を処罰するといういわゆる独立教唆犯を認めていることである。そして教唆された者(正犯)が犯罪を実行したときは教唆犯は本条六項および刑法六一条にしたがつて、正犯と同じ処罰を受けることになる。

たとえば正犯が第四条一号の罪を犯せば教唆犯も第四条一号で処罰されるのである。

(自首減免)

第十一条 第五条第一号、第六条第一号、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者が自首したときは、その計を減輕し、又は免除する。

(解説)

刑法第四二条の自首による任意的減免の特則として必要の減免を定めた規定である。この規定の趣旨は現実に防衛秘密が漏れる前に自首するなら、捜査官はただちに必要な方策を講じ、実害の発生を未然に防止することができるとの政策的配慮によるものと説明されている(一問一答)。

しかし、反省して自首する場合の他、仲間割れや捜査の手が伸びたことを察知して自首する場合など、反省とはほど遠い場合もある。本法案が反道徳的犯罪を処罰する目的であればあえ

て刑法の特例を設ける理由はないといわざるをえない。それをあえて必要の減免とした点に国家至上主義を感じざるをえない。

(国外犯)

第十二条 第四条から第九条まで及び第十条第一項から第五項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

(解説)

本条は、国外犯について規定するものである。刑法二条は、国家や社会に対する重大な犯罪について日本国籍を持つ者はもちろん外国国籍を持つ者であっても国外で犯罪を犯した場合に処罰することを規定している。

「第四条から第一〇条まで及び第一一条第一項から第五項までの罪」というと本法案の定めるすべての罪項について国外犯であっても処罰するということである。

第一次案、第二次案には、国外犯処罰規定がなかったが、第三次案より登場したものである。修正案が示す厳罰主義がここにもあらわれてい

(この法律の解釈適用)

第十三条 この法律の適用に当たつては、表現の自由、表現の自由が確保されたと考えるのは間違いない。

2 出版又は報道の業務に従事する者が、専ら公益

いもので、これにより、マスコミによる報道の自由、表現の自由が確保されたと考えるのは間違いない。

まず、免責は「専ら公益を図る目的」であることを要求している。公益とは、何んだらうか。国家社会に関わる利益であり、国民の知る権利の要求に奉仕するものと考えられる。一方で防衛秘密の保護は、国家の利益を保護するものである。報道機関による防衛秘密の公表は、公益と公益が衝突する局面である。

ところで、防衛秘密の公表が、公益を図る目的であったか否かは、どのように解釈され確定されるのだろうか。公益をそこなつてもなお秘密の暴露が公益に奉仕するものと認められる場合でなければ、本条による免責の余地はあり得ない。しかし、公益と公益は類似の概念である。何が公益であり、何が公益であるかは、一義的に確定できるものではない。解釈者の立場によつては、公益の中に占める公益の位置と比重が異なり、公益にそわない公益というものを否定する立場もあり得よう。結局、その時々政治状況と解釈者が立脚する政治的座標軸により、何が公益であり、何が公益であるかが語られるのである。

プレスの本質は、権力を監視し、権力の不都合と秘密を暴露することにある。権力の考える公益・公益とプレスのそれとは必然的にある種の齟齬がある。したがって、秘密に接した報道機関は常に処罰の覚悟なしには秘密を公表でき

ないことになる。

この免責規定によって、報道の自由・表現の自由が確保されたと考えるのは、全くの幻想にすぎないのである。

次に「専ら」とは、公益を図ることが要求される秘密の公表の動機が主に公益を図ることを目的としたものでなければならぬということだろう。しかし、内心の主要な意図を立証することは困難を伴うものである。秘密の暴露はセンセーショナルなものである。そこから営利性の追求とか好奇心の満足とか別の動機を詮索されないという保障はないといえないだろう。

次に、専ら公益を図る目的で……そのために正当な方法により業務上行った行為」も処罰されないといわれている公表以前の探知・収集・陰謀も処罰されないということだろう。しかし、あくまで「正当な方法」であることを要求されるのである。それは、二条二項の解説にある「不当な方法」によるものではない取材行為によるものでなければならぬ。同所で述べたとおり、不当な方法というのは抽象的で幅が広い。逆に言えば正当な方法の幅は狭く、かつ不明確なのである。

「これを罰しない」とは、行為の違法性が阻却されるということだろう。とすれば、構成要件に該当する行為として、取材活動には常に権力の介入と監視を可能にすることになる。

また、裁判になれば、正当性の立証は、被告人が負わなければならない、これも報道機関に

九日閣議決定された「防衛計画の大綱」に基づいて行なわれる建前となっている。「大綱」は、防衛力の維持および運用をも含め、わが国の防衛のあり方についての指針を示し、自衛隊の管理および運営の準拠となるべきものであるが（その内容の是非はここでは問わない）、この別表の一のの規定は、こうした大綱に定められた防衛の基本方針すら、国家秘密として強く国民の防衛論議を抹殺する危険性をもっている。

わが国の防衛情報、軍事情報は、一部の専門家を除いて大多数の国民が政府の公表する情報に依存している。どの範囲の情報を公開するかにもっぱら政府のさじ加減という現状からして、建前として「大綱」に示されている「防衛の構想」（侵略の未然防止、侵略的対処）、「防衛の態勢」（警戒のための態勢、間接侵略・軍事力をもってする不法行為等に対処する態勢、直接侵略に対処する態勢等）等も、民主的討議にさらされることもなく変質させ、日米軍事共同体の一員としての日本をより強大な侵略的軍事国家とするねらいを誰が否定できるのだろうか。

また自民党は、「防衛の計画に関するもの」として「自衛隊が作成する各年度の『防衛警備に関する計画』や長期・中期の『防衛見積り』のように、想定される侵略の態様とこれに対する具体的な対処の方法又は一定期間にとげる侵略を企図し得る外国の意図・能力の評価とそれに対する防衛力の要改善点及び改善のための努力の方向を示すもの等があげられます」と解説してい

とって相当な負担となるだろう。

以上検討したとおり、本条二項が決して報道機関の取材の自由・表現の自由に奉仕するものでないことは明白となった。本条二項があらうとなかろうと、国家の秘密に接近することは自体を罪悪視する本法案の構造的欠陥と危険は、おおい隠すことができないのである。

別表

〔解説〕

第一条は、防衛秘密を「防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていないものをいう」と定義している。

別表では二項目にわたって、秘密の範囲が網羅的に掲げられている。原案では、一、防衛のための態勢等に関する事項、二、自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項、三、外交に関する事項の三項目が定められ、さらに細くその内容が列挙されていた。

本修正案と原案との大きな違いは、後者が想定上外交秘密一般を国家秘密の内容としたのに、前者は外交秘密について「我国の安全保障に係る」との限定を加えたことである。しかし、かような限定によって秘密の内容にしばりがかけられたということはできない。安全保障に関する外交秘についても、実に広範な情報がとりこま

る（「一問一答」）。

「防衛警備に関する計画」「防衛見積り」は、防衛庁の防衛諸計画に関する訓令に基づき作成されているが、前者はまだ一度も国民の目にさらされたことのない文書であり、後者は新聞発表でごく一部が公表されるにすぎない。しかし、このような防衛に関する基本的文書は国民主権の建前からいってできるかぎり公表されるべきものであり、これらの文書を無条件で秘匿することを許すことはできない。

さらには、規定の仕方からして念頭におかれた秘密の範囲が一人歩きして拡大する危険がある。ひいては自衛隊に対する国会や国民のコントロールさえも排除して、かつての軍部独走による戦争への突入といった事態を招来する危険性も指摘しておく。

二 自衛隊の部隊の編成又は装備

自民党は、これを「自衛隊の行動の単位である各級部隊の組織、指揮系統およびその保有する装備の内容のことで、いわば部隊の戦闘能力を量的ないし物的側面から表すものです」と解説している（「一問一答」）。

三 自衛隊の部隊の任務、配備、輸送、行動又は教育訓練

この項目について自民党は、「個々の部隊がどのような任務を有し、その任務達成のためどのように配備され、また行動するか、あるいは任

れているからである。

単なる外交秘と、「安全保障に係る」という限定を受けた外交秘との間にどれほどの差があるのだろうか。以下検討するが、原案と同様秘密の限定は実際のところ何らなされていないと考えられる。

別表（第二案関係）

一 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況

第一次案では、イは単に「防衛の方針、計画又はその実施の状況」とされていたが、第二次案以降の案には、「防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想」が付加された。

自民党によれば、「イ、防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況」とは、たとえば、自衛隊が侵略の脅威に対して、どのような方面で、どのような態勢で、どのように守ろうとしているか、又、そのために、どのような態勢をつくり、能力を持とうとしているか、という点の考え方、或いは、いつ、どこに、どのような侵略が予想され、それに対してどう対処するかという具体的な計画及びそれらの実施状況のことで、我が国の防衛にあたつて自衛隊がとるべき基本的な努力の方向を表わすものです」と解説する（「一問一答」）。

わが国の防衛は、現在、一九七六年一〇月二

務遂行のためどのような教育訓練をおこなっているか、ということと内容とし、自衛隊の部隊の企画ないし、運用の方法に関するもので、いわば部隊の戦闘能力を方法ないし機能の面から表すものです」と解説している（「一問一答」）。

二、三を通じて、どのような事項が秘密となるのかについて、自民党は、「弾薬の種類ごとの保有量、警戒監視部隊や、対空ミサイル部隊等常時即応の体制にある部隊の配備、能力等のような、自衛隊の個々の部隊の具体的な能力即応能力、継続能力」及び行動の方法等があげられます。なお、有事にあつては、部隊の組成、任務行動等の具体的な内容は、一層秘匿されなければならない」としている（「一問一答」）。

しかし、この規定は自民党の解説にあるように「常時即応の体制にある部隊の配備、能力」についてとの限定がされておらず、自衛隊の部隊の編成等全般について秘匿されるおそれもあり、各地で展開されている反基地闘争、市民による自衛隊の監視活動さえも圧殺する可能性が十分に秘められている。

相当高度の秘密でなければ「わが国の防衛上秘匿を要する」ととはいえないとの解説もあるが、何が相当高度の秘密かどうか、外部の一般市民にはわからないのであるから、少なくともこのような反基地闘争などの運動を取り締まる口実を与えることになるだろう。

また、「輸送」については、「部隊のじ後の行動、戦闘能力を間接的に表わす」とのと解説され

ている(一問一答)。

市民生活とのかかわりは少なくないのでないかと考えられるかもしれないが、そうではない。

たとえば自衛隊は現在、本土から北海道へ部隊を結集し、多方面区演習を行なっている。海上、道路、鉄道を使用して部隊は移動する。

いくつかの反戦市民グループは、自衛隊の活動を監視するため、部隊の移動をチェックしている。こんな法律ができれば、こういう運動はできなくなる。

また、法律の運用によっては移動中の部隊の様子を目撃したとしても市民は堅く口をとぎして官憲の取締りを避けなければならないだろう。まさに「暗黒時代」への突破口になりかねない。

四 自衛隊の施設の構造、性能又は強度

自民党は、「航空基地やレーダーサイト等防衛に必要な固定施設や陣地等の構造、性能、強度のことで、これらの施設が航空機の運用や防禦戦闘において、どのような機能を発揮し、又は、攻撃に対してどのように残存できるか、といった能力を表わすものです」と説明するが、対象はなにも航空基地、レーダーサイトに過ぎず、自衛隊に関するあらゆる施設が対象となる。

いわゆるスパイ衛星による地上施設の識別能力が飛躍的に進歩した現在、地面上のあらゆる

対象とするものではない。

技術を分類すると、(1)武器技術、(2)民間技術(3)汎用技術と区分される。

「兵器システムを技術的に分類して『武器技術というフルイ』にかけても、武器専用の技術として残るのは僅かしかないのが現実でしょう。すなわち兵器システムと言っても、技術的に細分化すれば汎用技術がその主体を占めています」(岡井良三「日本の軍事技術」軍事技術の知識、日本記者クラブ軍事技術研究会編「原書房」)。

とすると、装備品に関する秘密は単に「防衛産業」に属さない一般民間企業に広く分布することになる。いったいどのような汎用技術が軍事的価値をもっているのだろうか。これを端的に示すのが、米国防省・国防科学委員会が一九八四年八月二三日(発表した「日米武器技術協力に関する報告書」である(その抄訳は、世界通報一九八四年・九・二五号、一〇・二号)。そこには、米国が関心を示す次のような汎用技術があげられている。

ガリウム砒素装置——マイクロウェーブと高速度論理回路
マイクロウェーブ集積回路
光ファイバー通信
ミリ波通信
サブ・マイクロン・リソグラフィ
画像識別装置
音声識別、翻訳装置
人口頭脳(コンピュータ・アーキテクチャー)

物的設備の構造、性質、強度は丸裸同然といわれている。かかる事項を秘匿する意義は実際的にうすれている。そうすると結局、取締りのほこ先は市民運動や労働運動に向けられることになる。

五 自衛隊の通信の内容

通信の内容を傍受することは、現在のスパイ戦のイロハに属することである。したがって、既に自衛隊の通信の内容は、各国に丸裸同然になつていてと考えてさしつかえない。それだけに、真に秘匿を要する情報を適切な秘匿の手段を用いないでこれを通信することはあり得ない。自衛隊の通信の内容を防衛秘密としたところで、プロのスパイの防止には何んら役立たないと思われる。

六 自衛隊の通信に用いる暗号

暗号は、通信の内容を秘匿するための手段である。前述したところと同様、コンピュータを使用した暗号の解読も現代の情報戦のイロハである。プロのスパイ防止にどれほど役立つのか疑問である。

七 自衛隊の任務の遂行に必要な艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材(次号において「装備品等」という。)の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量

をもととした知識

光電素子装置
フラット・ディスプレイ
セラミックス(エンジン・エレクトロニクス用)
複合材料
耐熱材
ロケット推進装置
コンピュータ・利用設計
生産技術(ロボット工学とメカトロニクスを含む)

このような汎用技術にかかわる企業や研究者はおそらく膨大な数にのぼることであろう。また、これらの秘密を守るためには研究者、技術者だけでなく、部品等の製作にたずさわる末端の労働者に対する規制も必要となるだろう。

さらに、SDI(戦略防衛構想)への日本企業の参加が閣議決定された。SDI参加は、右のような日本の技術に着目した米国防省の強い要請によるものである。SDI自体は直接「自衛隊の任務の遂行に必要な装備品等の研究開発」に関わるものでないとしても(その秘密保持は、MDDA協定によって行われるとされている)、SDIが地球全体を対象にした戦略となれば、現在の日米軍事協力体制は必然的にSDIの中に組みこまれ、SDIの研究開発も自衛隊の任務遂行に必要なものと読み変えられることにもなる。

さて、このような汎用技術開発の秘匿が法律

自民党によると、「①その他の装備品としては、施設器材、衛星器材等が挙げられています。また、資材とはそれら装備品の部品、原材料、さらに燃料等が含まれます。②製作若しくは修理に関する技術を含めたのは、これらの技術を知ることによって、装備品等の構造、性能を知る手がかりを得る可能性があることを考慮したもので、日米秘密保護法と同様の規定となっています。③なお、従来日米秘密保護法の対象とされていたアメリカ合衆国政府から供与された「装備品等」については、ここに言う自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に含まれることとなります。」(一問一答)とある。

結局、これでは、自衛隊の装備品に関するあらゆる事項を網羅しており、秘密とされる事項は極めて広範囲である。

八 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又は成果

「装備品等の研究開発に関する事項を含めたのは、日米秘密保護法では、米国からの供与の対象が完成した装備品等であることを前提としていたのに対し、今回の法律では、我が国独自の研究開発に係る装備品等も対象となったことにより、これらの装備品等の構造、性能等に係る秘密を、研究開発の段階から秘匿する必要があることを考慮したものです」(一問一答)。

これら装備品に関する秘密は単に武器技術だ上刑罰をもって保護されるということは、先端技術産業の企業秘密の保護をこの法律が狙うということである。この国家秘密法案が改正刑法草案の「企業秘密漏示罪」の新設をもカバーするものと言われるゆえである。

もっとも、自民党安全保障調査会法令整備小委員会では、対象となる先端技術は、(1)兵器システムに取り入れることができるもの、(2)国が開発したもの、(3)補助金を出した民間開発製品・技術としているが、(1)(3)の限定は実質的に意味をもたないのが現実である。

そうすると、問題は研究開発という漠然とした分野までも含めた技術情報刑罰によって保護することが妥当かという議論となり、刑法改正の際の企業秘密漏示罪の新設の可否の際の問題点と同一の議論となってくる。企業の秘密の過剰なまでの保護、恣意的秘密の保護、労働者の人格的利益の侵害のおそれなどが語られたことが思い出される。

最先端分野の技術は、きわめて広範囲に無限定な企業に分布し、生成されるものであることからすると、実際のところ技術者ほどのいかなる技術が秘密の領域に属することなのかかわからない。何が秘密であるかわからないまま職場、家庭での不意な発言も(過失による処罰がある)取締りの対象となるとすれば、これは単にスパイ防止を取り締る法律ではなく、技術労働者、国民を対象とした悪法と言わざるを得ない。

九 我が国の安全保障に係る外交上の方針

十 我が国の安全保障に係る外交交渉の内容

十一 我が国の安全保障に係る外交上の通信に用いる暗号

十二 我が国の安全保障に係る外国に関する情報

九から十二は、前述のとおり「我が国の安全保障に係る」外交秘密を保護しようとするものである。原案では、外交秘密一般が国家秘密とされたが、今回「我が国の安全保障に係る」という限定が為された。これにより原案の別表の「一、防衛のための態勢等に関する事項」のうち「防衛上必要な外国に関する情報」は、実質的に本案の「我が国の安全保障に係る外国に関する情報」と同一の意義を有することになり削除された。

さて、「我が国の安全保障に係る」という限定がなされたとはいえ、「外交上の方針」も「外交交渉の内容」も民主主義国家である以上常に国民の前に提示され、国会を通じた民主的コントロールのもとに置かれなければならない。我が国の安全保障に係ることであれば、一層この要請は強くなるのである。

「我が国の安全保障に係る」という限定が為されたが、逆に安全保障にかかわらない外交情報はどれだけあるのだろうか。さまざまな理屈をつけて、本当に国民に知らされなければならない情報が時の政府の都合で秘密にされてしまう危険は原案と何ら変わるところはない。

外交交渉上どうしても秘密とされるべき情報が存在するにしてもそれは公務員の守秘義務に

と定めるべきなのである。

次に「我が国の安全保障に係る外国に関する情報」となると、これはほとんど限定がないのと同じである。安全保障に関する外国情報といっても、一国の軍事上のデータのみならず当該国のあらゆる非軍事的データは、現代の軍事上、安全保障上の戦略のあり方や方法の決定的要員とされている。

いわばありふれたデータや情報を分析、統合する能力こそ安全保障立案の基礎なのである。

一方外国に関する情報のうち何が秘密とされるのか、国民には全くわからない。報道機関にしても同様である。世界中が衛星通信のネットワークで結ばれている今日、外国に関する情報は報道機関にとっては、水や空気のようなものである。何が秘密とされるかも知らないで、これを報道すると処罰されるということになりかねない。報道機関は、常に権力の介入を受けることになるだろう。

●学習討論資料 続・国家秘密法●

1987年2月25日第2刷

定価700円

編 者

日 本 社 会 党
社会文化法律センター

発 行

晩 稲 社
東京都文京区湯島1-1-6 広橋ビル
電話(営業)03-255-7657(編集)03-255-5568
FAX03-253-2540 郵便振替東京0-142039
